

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A

No.	質問内容	回答
1	本事業における感染者の定義は。	感染者はPCR検査の結果、陽性と判定された者となります。
2	本事業における濃厚接触者の定義は。	保健所が濃厚接触者と判断した者に限ります。 ただし、事業所・施設におけるサービス提供記録や勤務記録、その他の書類により確認ができればよいため、改めて保健所へ問い合わせいただく必要はありません。
3	感染の疑いのある者が発生した場合は、感染者や濃厚接触者としてみなすことはできるか。	できません。
4	複数サービスを実施している事業所の場合、補助基準額は各サービスの基準額合計で申請できるのか。	1つの事業所で複数のサービスの指定を受けている事業所については、どれか1つの基準額しか適用されません。（各サービスの基準額合計ではありません。） ※新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス分）補助金とは取扱いが異なりますのでご注意ください。
5	交付要項第5条の対象経費について、1事業所・施設当たり1回まで補助するとあるが、対象事業が異なる場合は、同一事業所に複数回補助することは可能か。 例えば、第4条（2）の連携支援事業の申請を行った事業所・施設が、（1）のサービス継続支援事業を行った場合。	交付要項第4条（1）と（2）は別の事業であるため、両方に該当する場合は、両方の申請が可能です。
6	上限額未済で申請した場合に、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合は、再度の申請や変更申請はできるのか。	上限額の範囲内であれば追加の申請は可能です。
7	サービス継続支援事業と包括支援事業のどちらの交付対象にもあたる場合において、経費が重複しなければそれぞれに交付申請をすることも可能か。（例：100万円の経費について、サービス継続支援事業で50万円を申請。包括支援事業で50万円を申請する場合。）	対象事業所に該当し、対象経費が目的に適合していれば、それぞれの補助金が重複しない範囲において申請することは可能です。
8	交付要項第4条の対象事業所のうち、（1）工及びオには、訪問サービスを行わず、電話等による安否確認のみを行った事業所も含まれるのか。	訪問サービスを行った事業所が対象となります。
9	交付要項第4条（1）オの事業所が訪問サービスを実施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となるのか。もしくは、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となるのか。	通常のサービス提供の一部を訪問に切り替えた場合も対象となります。
10	令和2年1月15日以降、感染防止のためにあらかじめ購入した衛生用品等に要した購入費用は補助対象となるか。	感染者の発生や濃厚接触者に対応してサービス提供を行った時点からのかかり増し経費が対象となります。そのため、それ以前に感染防止として要した経費は対象となりません。

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A

No.	質問内容	回答
11	人員確保のための（割増）手当が対象経費とされているが、これは、コロナウイルス感染症への対応として「危険手当」等を支給した場合も対象となるのか。	危険手当の名称にかかわらず、コロナウイルス感染症への対応として各種手当での支給は対象となります。
12	交付要項第5条の対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみか。 仮に、申請日以降の予定経費も計上可能なら、リース費用の対象期間はいつの分まで計上可能か。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し経費について補助を行います。対象期間は令和2年度中です。
13	事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当・・・等とあるが、感染者支援や感染した職員の代わりとして、新たに職員を雇用する場合の人員費も含まれると考えてよいか。	報酬に含まれる人件費と重複しない、かかり増し経費であれば人件費も含まれます。
14	従来通りのサービスを実施している事業所で、感染拡大防止のためにマスクや衛生用品等を購入した場合は、対象外となるか。	交付要項第4条（1）に該当しない場合は対象外となります。
15	休業要請を受けていない通所系サービス事業所が、事業所でのサービス提供を継続（居宅訪問のサービスは未実施）し、車両を増やして送迎を少人数で実施した場合は対象とならないのか。	居宅訪問サービスを実施していない場合は対象外となります。
16	通所系サービス事業所であり、休業要請を受けたり、感染者が発生した事業所ではないが、居宅への訪問サービスを実施したため、交付要項第4条（1）オに該当します。この場合、どのような経費が補助対象となるのか。	交付要項第5条（2）の訪問サービス実施に伴うかかり増し経費が対象となります。通所系サービスを継続するために要した衛生用品の購入費用や、送迎を少人数で実施するために追加で購入した車両費用は、補助対象となりません。
17	障害福祉サービス等事業所との連携支援事業について、例えば、施設Aで感染症が発生し、複数職員が出勤できず、Aが人員不足となる。同一法人内の施設BからAに職員を派遣し、Aの事業を継続。Aへの派遣によりBで生じる人員不足に、他法人施設Cから応援派遣あり。Cに対し、Bへの派遣のための諸経費を支払う場合は対象となるか。	最終的に施設Aの支援につながるため対象として差し支えありません。
18	障害福祉サービス等事業所との連携支援事業について、例えば、施設Dで感染症が発生。入所者のうち濃厚接触等の感染リスクのあった者はDでサービスを継続。非感染者は外部の宿泊施設Eへ移動させ、Eへ他法人施設Fから応援派遣あり。Fに対し、Eへの派遣のための諸経費を支払う場合は対象となるか。	最終的に施設Dの入所者の支援につながるため対象として差し支えありません。
19	連携先事業所が職員を派遣し、感染症発生事業所が最終的に当該人件費を負担する場合、基本的には交付要項第4条（1）イの対象事業所になるが、申請に重複がなければ、交付要項第4条（2）アも対象事業所になると考えてよいか。	感染症発生事業所が応援職員の人件費等を負担した場合は、交付要項第4条の（1）イで申請することとなります。
20	休業した事業所等と連携した事業所について、休業した事業所等と同一法人が連携した場合は対象外となるのか。	同一法人如何にかかわらず対象となります。

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A

No.	質問内容	回答
21	サービス継続支援事業と包括支援事業のどちらの交付対象にもあたる場合において、どちらの交付申請をするかは事業所の判断によるのか。	サービス継続支援事業と包括支援事業の対象経費は重複するものもあるが、それぞれ目的が異なるものであり、例えばサービス継続支援事業は新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象とするものである。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。
22	交付申請をするにあたり、申請事業に要した費用を証する資料を提出する必要はあるのか。	提出は不要としておりますが、実績の審査等、必要に応じて提出を求める場合がありますので、適切に保管してください。証明資料がないこと、金額が確認できない場合は、補助金を返還いただくことになります。また、補助金交付要項第9条の規定に基づく条件として、当該事業の属する会計年度終了後5年間は保管する必要があります。